

(5) 心理教育相談センター

① 心理教育相談センター

ア 設置の趣旨（目的）及び組織

上越教育大学心理教育相談センターは、心理臨床に関わる相談に対する社会的要請に応じるとともに、本学の大学院生等の心理臨床に関わる相談活動に関する知識、態度、技能等を習得させるための指導を行うことによって、心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的として、心理教育相談室として平成 12 年 12 月に開所し、令和 2 年 4 月 1 日に心理教育相談センター（以下「センター」）に名称を変更した。

相談件数の増加等に伴い、平成 19 年 2 月に心理教育相談室の移転（旧、人文低層棟 261 m²から、新たに職員研修センター棟を改築し 353 m²へ引越）を行った。さらに、平成 22 年 3 月には同施設にある職員研修センターを廃止して、施設の拡張整備（50 m²を増設し、延べ 403 m²）が行われた。

また、財団法人日本臨床心理士資格認定協会からの相談の有料化についての意見を踏まえ、相談活動区分の再設定と区分毎の料金を定め、平成 19 年 4 月から運用している。なお、それ以前からの継続ケースに適用されていた経過措置は平成 22 年 3 月をもって終わり、平成 22 年 4 月から完全有料化になった。

センターの活動方針は、i) 心理臨床に関わる相談に関すること、ii) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査・研究及びその成果の発表と刊行に関すること、iii) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関すること、iv) 大学院学校教育研究科学学校教育専攻心理臨床コースの在籍学生に対する実習指導に関すること、v) 学校及び地域社会などへのコンサルテーションに関することの 5 項目を中心とした業務を円滑に進めることである。

センターの組織は、センター長及び相談員 8 人、相談室員 1 人の合計 9 人で構成されている。なお、相談員は臨床心理士及び公認心理師の資格を有する心理臨床コースの担当教員をもって充てることとしている。

イ 運営・活動の状況

令和 2 年度の運営・活動については、以下のとおり実施した。

i) 心理臨床に関わる相談に関すること

令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月までのセンターの利用状況は次のとおりである。まず、新規相談の受理件数は 17 件であった。相談延べ件数は 606 件であり、内訳は、問題を有している本人に対して行われる継続的な面接である「臨床心理面接」（352 件）が最も多く、次いで、保護者等を対象として行う「心理教育相談面接」（161 件）、幼児や児童を対象として行われる継続的な面接である「遊戯面接」（93 件）である。

相談件数は平成 13 年の開所以来増加の一途をたどっていたが、平成 24 年度からは減少傾向となった。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、センターの休館を余儀なくされ、4 月から 5 月の間、相談の受付を停止した。相談業務においても、外部からの相談者の受け入れについては、入口に手指消毒用のアルコールを設置し、各相談室の換気を十分行うなどして慎重に対応した。また、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から、新型コロナウイルス感染症への対応に充てるための助成金を受け、事務室や面接室におけるアクリル板設置などに活用した。

令和3年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた運営となることが予想される中、今後も益々地域からの相談のニーズの受け皿としてセンターの担う役割は大きくなると考えられる。

このような状況で、センターを兼任する教員は、各ケースの相談と、臨床心理実習に参加している学生の指導を同時に行っており、負担度は益々高くなっている。多用な地域のニーズに対応するためにも、センター専従のスタッフを配置するなどの整備が必要である。

ii) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査及びその成果の発表と刊行に関すること

令和3年3月にセンターの紀要（「上越教育大学心理教育相談研究」第20巻）を刊行し、センタースタッフを中心とした執筆者による2件の論説、及び3件の研究論文を掲載した。また、センターの概要、令和2年修士論文題目一覧及び論文概要を掲載した。センターの紀要は、今後もセンターの研究成果を公表するとともに、新潟県、特に上越地域を中心とした専門機関や施設等との研究交流や連携を深めるための情報誌としても期待される。

iii) 大学院学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コースの臨床心理実習の指導に関すること

令和2年度は、当コースの相談研修生40人（修士1年19人、修士2年21人）に対する臨床実習指導を行った。実習の中心は、センターにおける臨床心理実習で、学生は「相談研修生」として登録した後に、模擬面接実習、相談場面の観察・陪席、ケースカンファレンスを経て、センターに来所するケースに対して、スーパーバイザーである本コース教員の指導のもと、相談業務を行ってきた。また、精神科単科の病院等での実習も行った。以上のように、当コースの学生は、2年間の間に、臨床心理基礎実習、臨床心理実習、心理実践実習を中心とした“実務実習”が課せられ、2年間を通してほぼ恒常的に受講するもので、これらに費やす教員の指導時間は莫大になっている。

また、これまでに2回の臨床心理士資格認定協会による実地視察が行われた。この視察は、本学臨床心理学コースが同資格認定協会の認定する第1種指定大学院であることから、認証評価を受けるために実施された。その結果、学生に対する教育研究指導と実習指導において、視察当時の7人の教員のみでは過重な負担がかかるため教員の補充を含めた対策が必要との指導を受けた。現在8人の教員で臨床指導を行っているが、令和元年度から、国家資格である公認心理師養成の教育課程を開始したことを受け、実習指導体制のより一層の整備が求められる。

以上のように、責任を持って臨床指導を行っている教員の教育研究指導は莫大なものとなっている。さらに、修士論文の作成が必修となっており、学生は2年間にわたりほぼ毎日のように課せられている臨床心理実習を行いながら臨床心理学研究を進めなければならない、学生及び指導教員にかかる負担が増大していることも事実である。今後、この点を補完するための教育指導体制が必要となる。

iv) 学校及び地域社会などへの支援業務

センターのスタッフは、新潟県教育委員会から委嘱されるスクールカウンセラー業務を始めとして、地域市町村教育委員会や教育センター等が主催する教員研修会講師を担当しており、地域における心理臨床へのニーズの高まりを反映している。今後、センターを核として、地域の専門職や、教育相談業務等の経験を有する教職員との連携を密にして、“非常勤相談員”なる制度による専門的社会的資源の有効活用をめざした計画の策定が急務となろう。

また、平成19年7月2日から上越市と心理教育相談室利用に関する覚書を取り交わし、上越市職員のメンタルヘルス相談に応じてきたが、新潟県市町村職員共済組合との協議により、平成23年4月1日付けで同組合と覚書を取り交わし、上越市職員に限らず、上越地域の市町村共済組合員及び

その家族のメンタルヘルス相談に応じることとなった。

ウ 優れた点及び今後の検討課題等

センターでは、本学大学院心理臨床コース（旧・臨床心理学コース）の約40人の学生への臨床実習の施設として、その役割を果たしているが、さらに地域の心理臨床に関わる専門的相談施設として多くの外来の相談者を受け入れてきている。また、財団法人日本臨床心理士資格認定協会からの相談室運営の助言も受け、外来相談者から相談料を徴収しているが、これらは本学運営資金として活かされている。

さらに、令和3年度概算要求に申請した地域連携機能の強化に向けた環境整備事業が採択され、令和3年度中にセンター内における相談システムが更新される予定である。

② 心理教育相談センター運営委員会

ア 設置の趣旨（目的）及び組織

i) 組織設置の趣旨（目的）

心理教育相談センター運営委員会は、相談室の運営、臨床心理士及び公認心理師の資格取得に必要な実習及び相談室における研究成果の報告に関する事項等を審議する。

ii) 組織の構成及び構成員等

令和2年度心理教育相談センター運営委員会構成員は、センター長、センター相談員7人、相談室員1人、保健管理センター所長、特別支援教育実践研究センター長の合計11人で構成されている。

また、本委員会の下に、相談研修生の研修認定の実施、臨床心理士の大学院指定申請及びセンターに関する事項等について対応するため、センター運営専門部会が置かれ、毎月2回程度開催している。

なお、センター運営専門部会の構成員については、センター室長、センター相談員、及び相談室員の合計9人で構成されている。

イ 運営・活動の状況

i) 委員会等の開催状況

令和2年度においては、心理教育相談センター運営委員会を书面審議で1回開催した。

ii) 審議された主な事項

主として「センターの運営」及び「相談研修生の登録認定」等について審議した。

iii) 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

日本臨床心理士資格認定協会認定による第1種指定大学院及び公認心理師養成の実習施設として、心理臨床コース（旧・臨床心理学コース）在籍の大学院生35人の臨床実習を行い、また地域の心理臨床に関わる専門機関として延べ965件の相談を受けてきた。

現在のところ、これらの業務は9人の教員スタッフと非常勤事務職員が担っているが、学生への指導者として活動する教員もこの9人であり、授業、研究活動、数々の公務を始め、地域への支援も行っており、業務が過剰となっている。

また、令和元年度より、本学大学院生及び学部生に対して、国家資格である公認心理師養成の新たな教育課程を開始した。今後、公認心理師養成に必要な不可欠な心理学基礎科目や医学等の科目を担当する教員や、大学院生の臨床実習指導を担当する専任教員の配置が急務である。